



Release

松江労働基準監督署発表
令和2年2月13日（木）

担 当	松江労働基準監督署	
	副署長	元行 展久
	第一方面主任監督官	西村 哲史
	電話	0852-31-1166

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

(労働者死傷病報告書を遅滞なく提出しなかった疑い)

松江労働基準監督署（署長：^{ひくまきみ}福間正美）は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、橋本工業代表者（島根県松江市）を松江地方検察庁に書類送検した。

記

- 被疑者
個人事業主A（橋本工業代表者 72歳 男性）
- 違反条文
労働安全衛生法違反
同法第100条第1項（報告等）
労働安全衛生規則第97条第1項（労働者死傷病報告）
同法第120条第5号（罰則）
- 事件の概要
被疑者Aは、令和元年8月26日、島根県松江市内の個人宅の外構工事現場において、労働者Bが加療約2か月間を要する負傷をし、4日以上休業することになったにもかかわらず、遅滞なく、労働者死傷病報告書を松江労働基準監督署長に提出しなかったもの。
- 参考事項
令和元年8月26日、上記工事現場において、労働者Bが、高さ約50cmのブロックをまたがろうとして転倒し、左手首を骨折した。
令和元年11月18日、被疑者Aより労働者死傷病報告書が松江労働基準監督署に提出された。

関係法条文

労働安全衛生法

第100条（報告等）

- 1 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。
- 2 厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、登録製造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させることができる。
- 3 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第120条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

（前略）

- 5 第100条第1項又は第3項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者
（以下略）

労働安全衛生規則

第97条（労働者死傷病報告）

- 1 事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第23号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。
- 2 （略）